

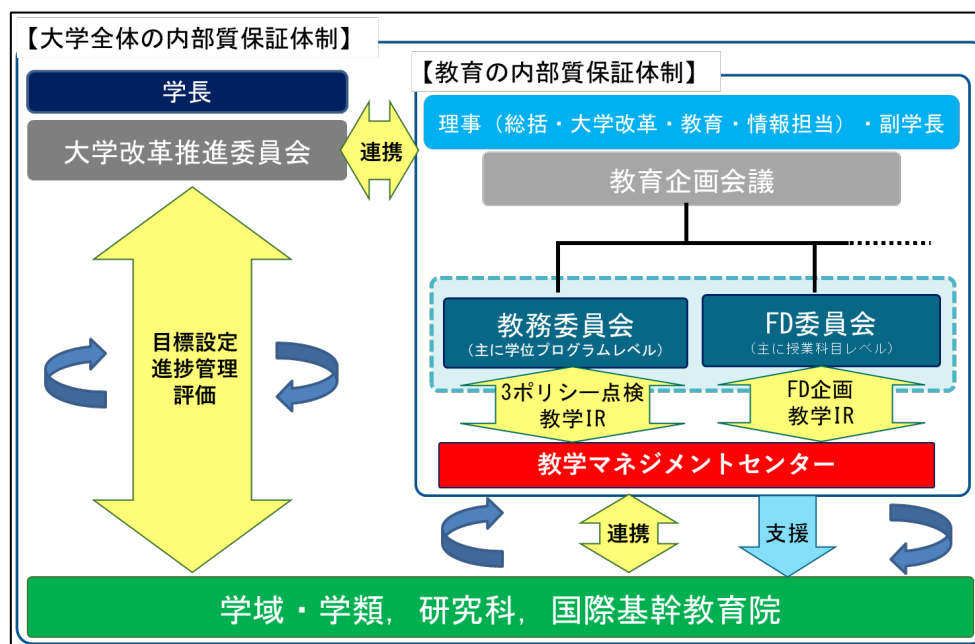
## 改善報告書

大学名称 金沢大学 (大学評価実施年度 2021 年度 )

## 1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

## 【大学全体の内部質保証体制の構築・運営】

金沢大学においては、内部質保証のための全学的な方針の下、内部質保証の推進に責任を負う組織として、「大学改革推進委員会」を設置している（資料 1-1）。当該組織を中心に、内部質保証に関わる学域・研究科その他の組織との役割分担等、内部質保証のための手続きを明確化し、各種ポリシーに基づく教育研究活動の恒常的・継続的な質の向上を図るべく、全学的な自己点検評価を実施している（資料 1-2）。これに加え、教育の内部質保証を行う教育企画会議、教務委員会、FD 委員会、教学マネジメントセンターの設置、部局独自の質保証を行う自己点検評価を実施するなど、多面的・多層的な内部質保証サイクルに取り組んでいる（下図参照）。



## 【教育の内部質保証を中心とした大学評価後の改善に向けた具体的な取組】

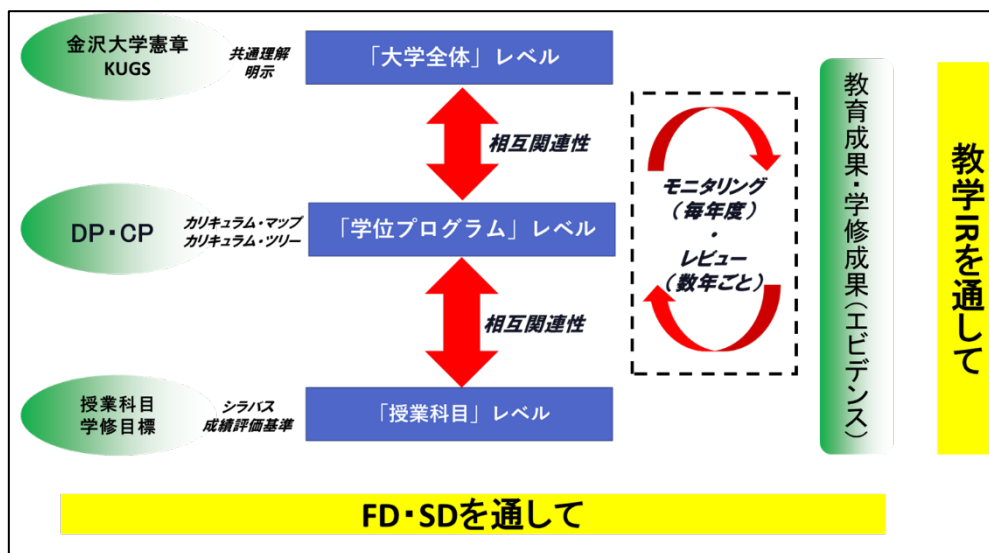
令和 3 年度大学機関別認証評価受審後、「是正勧告」及び「改善課題」を通じた指摘事項を重く受け止め、教育の内部質保証を中心とした改善充実の取組を段階的に進めた。

まず、令和 4 年度において、「是正勧告」及び「改善課題」に関する指摘事項への対応方法や雛形を示した学内説明会を実施しつつ、3つのポリシーに基づく教育の内部質保証の体系的な再整備に着手した。特に、「改善課題」において数多くの指摘を受けた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を体系的に再整備する観点から、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を含め、中央教育審議会大学分科会大学教育部会『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の策定及び運用に関するガイドライン』（平成 28 年 3 月 31 日）（以下『3つのポリシーに関するガイドライン』）の趣旨に則り、各ポリシーの一貫性・整合性を考慮す

る観点から、新たに、当該学位プログラム単位の3つのポリシーに関するテンプレート（資料 1-3）を提示し、その記載項目に沿って、3つのポリシーの該当項目を記載・見直しを行った。記載すべき項目については、本見直し作業要領における説明内容及びテンプレートの注意書き（資料 1-4）を参照の上、記載・見直しを行った。併せて、学位プログラム単位の3つのポリシー策定・見直しの手続きについて、教務委員会を中心に検討し、関係する学内規定（資料 1-5）を策定した。

次に、令和4年度における改善充実の取組を基礎に、令和5年度には「金沢大学における教育の内部質保証に関する指針」（資料 1-6）を策定し、学位プログラム単位のモニタリング・レビューの目的と運用を規定しつつ、必要なエビデンスとなる学生調査等の体系的を一覧化して、教学 IR の機能を明確化した（下図参照）。併せて、前年度の3つのポリシーの体系的再整備を受けて、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの体系的再整備も行い、カリキュラム上の各授業科目の位置付けの明確化や授業科目間の相互関連性や順序性を明確化するツールとしての共通理解を促進した。

最後に、令和5年度から令和6年度にかけて、学士課程の学類長及び大学院課程の専攻長を対象としたヒアリング調査を行い、「是正勧告」及び「改善課題」を通した指摘事項の改善後の取組などを再点検することができた。当該ヒアリング調査は、教育の内部質保証の実質化の高める上で重要な取組である。



以上のように、本学では、大学全体の内部質保証体制のもと、全学組織及び関係部局が連携しながら、各課題の改善に着実に取り組み、体系的な手続きや枠組を新たに構築することができた。このような新たな仕組みづくりを通して、持続的な内部質保証の向上に努める。

#### <根拠資料>

資料 1-1 「国立大学法人金沢大学大学改革推進委員会規程」

資料 1-2 「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」

資料 1-3 「金沢大学「3つのポリシーに関するテンプレート」」

資料 1-4 「3つのポリシーの見直し作業要領」

資料 1-5 「3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー(DP)・カリキュラム・ポリシー(CP)・アドミッション・ポリシー(AP)）の策定又は見直しに係る手順」

資料 1-6 「金沢大学における教育の内部質保証に関する指針」

## 2. 各提言の改善状況

## (1) 是正勧告

| No | 種 別        | 内 容   |
|----|------------|---|
| 1  | 基準         | 基準 4 教育課程・学習成果  |
|    | 提言 (全文)    | 自然科学研究科の全ての専攻の博士前期課程・博士後期課程、医薬保健学総合研究科医学専攻博士課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていない。また、医薬保健学総合研究科医科学専攻修士課程、同創薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程、同保健学専攻博士前期課程・博士後期課程、同薬学専攻博士課程、先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻博士課程及び法学研究科法学・政治学専攻修士課程では、研究指導のスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。   |
|    | 大学評価時の状況   | 評価当時、自然科学研究科 9 専攻と医薬保健学総合研究科医学専攻など計 9 専攻では、研究指導計画に研究指導の方法および年間スケジュールが文書化されておらず、学生は指導の全体像を事前に把握できなかった。指導体制自体は複数教員制であったが、透明性・予見可能性が欠如しているとの指摘を受けた。  |
|    | 大学評価後の改善状況 | 令和 4 年 7 月 8 日開催の令和 4 年度第 5 回教育企画会議にて「令和 3 年度大学機関別認証評価において指摘された課題に係る改善に向けた取組計画」を策定し、理事 (教育担当) の指揮のもと、全学的な改善対応に着手することとした (資料 2-(1)-1-1)。<br>令和 4 年 7 月 29 日付け理事 (教育担当) 名の文書により、該当する 4 研究科に「研究指導の方法 (及び内容)」及び「スケジュール (スケジュールの計画)」の作成を依頼した (資料 2-(1)-1-2)。具体的には、本学大学院学則第 21 条第 4 項「研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする」の規定を示した上で、新学術創成研究科ナノ生命科学専攻 (博士前期課程・博士後期課程) 及び人間社会環境研究科 (博士後期課程) の事例を標準モデルとして提示しつつ、履修案内、研究科 Web サイト等による学生への明示を依頼した (資料 2-(1)-1-3)。<br>さらに、令和 4 年 8 月 9 日に、各部局の教務委員会委員及び |

|  |                          |   |
|--|--------------------------|---|
|  |                          | <p>教務担当者を対象とした「令和 3 年度大学機関別認証評価における指摘課題改善のための説明会」を開催し、既述の「研究指導の方法（及び内容）」及び「スケジュール（スケジュールの計画）」の作成について、教学マネジメントセンターから口頭説明を行い、適宜、質疑応答に対応した（資料 2-(1)-1-4）。該当する 4 研究科では、作成依頼文書及びサンプル資料を参照した上で、「研究指導の方法及びスケジュール」を策定し、同年 11 月末までに理事（教育担当）あてに回答した。</p> <p>その後、教学マネジメントセンター及び学務部での確認作業及び該当部局における修正作業を経て、令和 5 年 2 月 6 日開催の教務委員会、同年 2 月 10 日開催の教育企画会議で審議・承認された（資料 2-(1)-1-5、資料 2-(1)-1-6）。</p> <p>該当する 4 研究科では、履修案内、研究科 Web サイト等において「研究指導の方法（及び内容）」及び「スケジュール（スケジュールの計画）」を公表し、学生に明示した（資料 2-(1)-1-7～資料 2-(1)-1-17）。なお、令和 5 年度入学者から適用した。</p>  |
|  | <p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p> | <p>資料 2-(1)-1-1 「教育企画会議議事概要（令和 4 年 7 月 8 日開催）」</p> <p>資料 2-(1)-1-2 「令和 3 年度大学機関別認証評価において指摘された課題に係る改善に向けた取組について（依頼）」</p> <p>資料 2-(1)-1-3 「サンプル 1_「研究指導の方法（及び内容）」及び「スケジュール（研究指導の計画）」の作成」</p> <p>資料 2-(1)-1-4 「令和 3 年度大学機関別認証評価における指摘課題改善のための説明会」</p> <p>資料 2-(1)-1-5 「教務委員会議事概要（令和 5 年 2 月 6 日開催）」</p> <p>資料 2-(1)-1-6 「教育企画会議議事概要（令和 5 年 2 月 10 日開催）」</p> <p>資料 2-(1)-1-7 「令和 7 年度研究指導の方法及びスケジュール_自然科学研究科博士前期課程」（研究科 Web サイトで公開）</p> <p>資料 2-(1)-1-8 「令和 7 年度研究指導の方法及びスケジュール_自然科学研究科博士後期課程」（研究科 Web サイトで公開）</p> <p>資料 2-(1)-1-9 「令和 7 年度医薬保健学総合研究科（医学博士課程）医学専攻の手引き」</p> <p>資料 2-(1)-1-10 「令和 7 年度金沢大学大学院医薬保健学総合研</p> |

|             |            |   |
|-------------|------------|---|
|             |            | <p>究科医科学専攻（修士課程）の手引き」</p> <p>資料 2-(1)-1-11「創薬科学専攻（博士前期課程）学生の手引き 2025」</p> <p>資料 2-(1)-1-12「創薬科学専攻（博士後期課程）学生の手引き 2025」</p> <p>資料 2-(1)-1-13「学生の手引 令和 7 年度保健学専攻（博士前期課程）」</p> <p>資料 2-(1)-1-14「学生の手引 令和 7 年度【4 月期】保健学専攻（博士後期課程）」</p> <p>資料 2-(1)-1-15「薬学専攻（博士課程）学生の手引き 2025」</p> <p>資料 2-(1)-1-16「令和 7 年度先進予防医学研究科（医学博士課程）先進予防医学共同専攻の手引き」</p> <p>資料 2-(1)-1-17「法学研究科法学・政治学専攻（修士課程）履修・研究の手引き」</p> |
| ＜大学基準協会使用欄＞ |            |   |
|             | 検討所見       |   |
|             | 改善状況に関する評定 | 5      4      3      2      1   |
| No          | 種 別        | 内 容   |
| 2           | 基準         | 基準 4 教育課程・学習成果  |
|             | 提言（全文）     | <p>医薬保健学総合研究科医科学専攻修士課程，同創薬科学専攻博士前期課程，同保健学専攻博士前期課程，新学術創成研究科ナノ生命科学専攻博士前期課程及び同融合科学共同専攻博士前期課程では，研究科規程において特定の課題についての研究成果によって審査を行うことができることを規定しているが，特定課題の研究成果の固有の審査基準を定めていないため，是正されたい。</p>   |
|             | 大学評価時の状況   | <p>医薬保健学総合研究科医科学専攻など 5 課程では，研究科規程で「特定課題研究成果」による修了を認めていたが，成果物の質的・量的要件と合否判定基準が未整備で，審査の厳格性と透明性が担保されていなかった。</p>   |
|             | 大学評価後の改善状況 | <p>令和 4 年 7 月 8 日開催の令和 4 年度第 5 回教育企画会議にて「令和 3 年度大学機関別認証評価において指摘された課題に係る改善に向けた取組計画」を策定し，理事（教育担当）の指揮のもと，全学的な改善対応に着手することとした（資料 2-(1)-1-1）。</p>   |

|  |                          |  |
|--|--------------------------|--|
|  |                          | <p>令和 4 年 7 月 29 日付け理事（教育担当）名の文書により，該当する 2 研究科に「特定課題の研究成果の固有の審査基準」の作成を依頼した（資料 2-(1)-1-2）。具体的には，本学大学院学則第 28 条及び該当する 2 研究科の研究科規程の関係規定を示した上で，人間社会環境研究科（博士前期課程），法学研究科（修士課程）及び他大学の事例を標準モデルとして提示しつつ，履修案内、研究科 Web サイト等による学生への明示を依頼した（資料 2-(1)-2-1）。</p> <p>さらに，令和 4 年 8 月 9 日に，各部局の教務委員会委員及び教務担当者を対象とした「令和 3 年度大学機関別認証評価における指摘課題改善のための説明会」を開催し，既述の「特定課題の研究成果の固有の審査基準」の作成について，教学マネジメントセンターから口頭説明を行い，適宜，質疑応答に対応した（資料 2-(1)-1-4）。</p> <p>該当する 2 研究科では，作成依頼文書及びサンプル資料を参照した上で，「特定課題の研究成果の固有の審査基準」を策定し，同年 11 月末までに理事（教育担当）あてに回答した。</p> <p>その後，教学マネジメントセンター及び学務部での確認作業及び該当部局における修正作業を経て，令和 5 年 2 月 6 日開催の教務委員会，同年 2 月 10 日開催の教育企画会議で審議・承認された（資料 2-(1)-1-5，資料 2-(1)-1-6）。</p> <p>該当する 2 研究科では，履修案内、研究科 Web サイト等において「特定課題の研究成果の固有の審査基準」を公表し，学生に明示した（資料 2-(1)-2-2～資料 2-(1)-2-6）。なお，新学術創成研究科では，令和 5 年度入学者から適用したが，医薬保健学総合研究科保健学専攻では，保健師助産師看護師学校養成所指定規則による変更申請手続きを経て，令和 6 年度入学者から適用した。</p> |
|  | <p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p> | <p>資料 2-(1)-2-1 「サンプル 2_特定の課題の研究成果の固有の審査基準の作成」</p> <p>資料 2-(1)-2-2 「医薬保健学総合研究科医科学専攻（修士課程）学生の学位請求に関する内規の申合せ事項」</p> <p>資料 2-(1)-2-3 「医薬保健学総合研究科創薬科学専攻博士前期課程における「特定の課題についての研究成果」に関する審査基準」</p> <p>資料 2-(1)-2-4 「医薬保健学総合研究科保健学専攻博士前期課程における「特定の課題についての研究成果」に関する審査基準」</p>   |

|             |            |  |
|-------------|------------|--|
|             |            | 資料 2-(1)-2-5 「新学術創成研究科ナノ生命科学専攻（博士前期課程）学位論文及び課題研究審査基準」<br>資料 2-(1)-2-6 「融合科学共同専攻博士前期課程学位論文及び課題研究審査基準」 |
| ＜大学基準協会使用欄＞ |            |  |
|             | 検討所見       |  |
|             | 改善状況に関する評定 | 5      4      3      2      1  |

## (2) 改善課題

| No | 種 別        | 内 容  |
|----|------------|--|
| 1  | 基準         | 基準 4 教育課程・学習成果   |
|    | 提言（全文）     | <p>学位授与方針について，人間社会環境研究科人文学専攻博士前期課程，同経済学専攻博士前期課程，同地域創造学専攻博士前期課程，同国際学専攻博士前期課程，同人間社会環境学専攻博士後期課程，自然科学研究科数物科学専攻博士前期課程・博士後期課程，同物質化学専攻博士前期課程・博士後期課程，同機械科学専攻博士前期課程・博士後期課程，同電子情報科学専攻博士前期課程・博士後期課程，同環境デザイン学専攻博士前期課程・博士後期課程，同自然システム学専攻博士前期課程・博士後期課程，医薬保健学総合研究科創薬科学専攻博士後期課程，同薬学専攻博士課程及び法学研究科法学・政治学専攻修士課程では，授与する学位が複数存在するものの，修得すべき知識，技能，能力等の当該学位にふさわしい学習成果の書き分けがされていないため，改善が求められる。</p>  |
|    | 大学評価時の状況   | <p>複数学位を授与する 14 課程で，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の学修成果が学位ごとに書き分けられておらず，各学位の特性に応じた成果目標が曖昧であった。</p>   |
|    | 大学評価後の改善状況 | <p>令和 4 年 7 月 8 日開催の令和 4 年度第 5 回教育企画会議にて「令和 3 年度大学機関別認証評価において指摘された課題に係る改善に向けた取組計画」を策定し，理事（教育担当）の指揮のもと，全学的な改善対応に着手することとした。（資料 2-(1)-1-1）</p> <p>令和 4 年 7 月 29 日付け理事（教育担当）名の文書により，該当する 14 課程に「授与する学位ごとにふさわしい学位授与方針」の作成を依頼するとともに，全学域・研究科の 3 ポリシーの体系的再整備を行うことを通知した（資料 2-(1)-1-2）。具体的に，教学マネジメントセンターが作成した「3 つのポリシーの見直し作成要領」（資料 2-(2)-1-1）では，他大学サンプルを提供しつつ，以下の作業を依頼した。</p> <p>(1) 3 つのポリシーの一貫性・整合性を考慮する観点から，当該学位プログラム単位の 3 つのポリシーに関するテンプレート（資料 1-3）を提示し，その記載項目に沿って，3 つのポリシーの該当項目を記載・見直しを行う。</p> <p>(2) 学類・専攻において，授与する学位が複数存在する部局にあつては，授与する学位ごとにテンプレートへの各ポリシー記載を</p> |

|   |                   |  |
|---|-------------------|--|
|   |                   | <p>行う。これにより、授与する学位に関する教育プログラム（学位プログラム）ごとに3つのポリシーを整理することが可能となる。</p> <p>さらに、令和4年8月9日に、各部局の教務委員会委員及び教務担当者を対象とした「令和3年度大学機関別認証評価における指摘課題改善のための説明会」を開催し、既述の「授与する学位ごとにふさわしい学位授与方針」の作成について、教学マネジメントセンターから口頭説明を行い、適宜、質疑応答に対応した（資料2-(1)-1-4）。</p> <p>改善課題対象の14課程を含む全学域・研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の見直し依頼が行われ、同年11月末までに理事（教育担当）あてに回答があった（資料2-(2)-1-2）。</p> <p>その後、教学マネジメントセンター及び学務部での確認作業及び該当部局における修正作業（資料2-(2)-1-3）を経て、令和5年2月6日開催の教務委員会、同年2月10日開催の教育企画会議で審議・承認された（資料2-(1)-1-5、資料2-(1)-1-6）。</p> <p>改善課題対象の14課程を含む全学域・研究科の3つのポリシーをWebサイトに公表し、学生に明示した（資料2-(2)-1-4）。なお、令和5年度入学者から適用した。</p> |
|   | 「大学評価後の改善状況」の根拠資料 | <p>資料2-(2)-1-1「3つのポリシーの見直し作業要領」</p> <p>資料2-(2)-1-2「3つのポリシーに関する体系的整理（依頼）」</p> <p>資料2-(2)-1-3「3つのポリシーに関する体系的整理」</p> <p>資料2-(2)-1-4「3つのポリシー、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリー」</p> <p><a href="https://note.w3.kanazawa-u.ac.jp/contents/1772">https://note.w3.kanazawa-u.ac.jp/contents/1772</a></p>  |
|   | ＜大学基準協会使用欄＞       |  |
|   | 検討所見              |  |
|   | 改善状況に関する評定        | 5      4      3      2      1  |
| № | 種 別               | 内 容  |
| 2 | 基準                | 基準4 教育課程・学習成果  |
|   | 提言（全文）            | <p>教育課程の編成・実施方針について、人間社会学域学校教育学類、医薬保健学域保健学類看護学専攻、自然科学研究科物質化学専攻博士前期課程、同機械科学専攻博士前期課程機能機械コース、同電子情報科学専攻博士後期課程及び法学研究科法務専攻専門職学位課程では教育課程の実施に関する基本的な考え方が、自然科学研</p>   |

|            |  |   |
|------------|--|---|
|            |  | <p>究科自然システム学専攻博士前期課程，同物質化学専攻博士後期課程，同機械科学専攻博士後期課程，同自然システム学専攻博士後期課程，医薬保健学総合研究科保健学専攻博士前期課程及び同博士後期課程では教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため，改善が求められる。また，教育課程の編成・実施方針について，人間社会環境研究科人文学専攻博士前期課程，同経済学専攻博士前期課程，同地域創造学専攻博士前期課程，同国際学専攻博士前期課程，同人間社会環境学専攻博士後期課程，自然科学研究科数物科学専攻博士前期課程・博士後期課程，同物質化学専攻博士前期課程・博士後期課程，同機械科学専攻博士前期課程・博士後期課程，同電子情報科学専攻博士前期課程・博士後期課程，同環境デザイン学専攻博士前期課程・博士後期課程，同自然システム学専攻博士前期課程・博士後期課程，医薬保健学総合研究科創薬科学専攻博士後期課程，同薬学専攻博士課程，新学術創成研究科融合科学共同専攻博士後期課程及び法学研究科法学・政治学専攻修士課程では，授与する学位が複数存在するものの，当該学位を取得するための教育課程の編成・実施に関する考え方が，書き分けられていないため，改善が求められる。</p> |
| 大学評価時の状況   |  | <p>学域・研究科の一部課程で，教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が未整備，あるいは学位別に書き分けられていなかった。</p>  |
| 大学評価後の改善状況 |  | <p>令和 4 年 7 月 8 日開催の令和 4 年度第 5 回教育企画会議にて「令和 3 年度大学機関別認証評価において指摘された課題に係る改善に向けた取組計画」を策定し，理事（教育担当）の指揮のもと，全学的な改善対応に着手することとした。（資料 2-(1)-1-1）</p> <p>令和 4 年 7 月 29 日付け理事（教育担当）名の文書により，該当する 2 学域・5 研究科に「教育課程の編成・実施方針」の改善を依頼するとともに，全学域・研究科の 3 ポリシーの体系的再整備を行うことを通知した（資料 2-(1)-1-2）。具体的に，教学マネジメントセンターが作成した「3 つのポリシーの見直し作成要領」（資料 2-(2)-1-1）では，他大学サンプルを提供しつつ，以下の作業を依頼した。</p> <p>(1) 3 つのポリシーの一貫性・整合性を考慮する観点から，当該学位プログラム単位の 3 つのポリシーに関するテンプレート（資料 1-3）を提示し，その記載項目に沿って，3 つのポリシーの該当項目を記載・見直しを行う。</p> <p>(2) 学類・専攻において，授与する学位が複数存在する部局にあ</p>                      |

|    |                   |  |
|----|-------------------|--|
|    |                   | <p>っては、授与する学位ごとにテンプレートへの各ポリシー記載を行う。これにより、授与する学位に関する教育プログラム（学位プログラム）ごとに3つのポリシーを整理することが可能となる。</p> <p>さらに、令和4年8月9日に、各部局の教務委員会委員及び教務担当者を対象とした「令和3年度大学機関別認証評価における指摘課題改善のための説明会」を開催し、既述の「教育課程の編成・実施方針」の改善について、教学マネジメントセンターから口頭説明を行い、適宜、質疑応答に対応した（資料2-(1)-1-4）。</p> <p>改善課題対象の2学域・5研究科を含む全学域・研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の見直し依頼が行われ、同年11月末までに理事（教育担当）あてに回答があった（資料2-(2)-1-2）。</p> <p>その後、教学マネジメントセンター及び学務部での確認作業及び該当部局における修正作業（資料2-(2)-1-3）を経て、令和5年2月6日開催の教務委員会、同年2月10日開催の教育企画会議で審議・承認された（資料2-(1)-1-5, 資料2-(1)-1-6）。</p> <p>改善課題対象の2学域・5研究科を含む全学域・研究科の3つのポリシーをWebサイトに公表し、学生に明示した（資料2-(2)-1-4）。なお、令和5年度入学者から適用した。</p> |
|    | 「大学評価後の改善状況」の根拠資料 |  |
|    | ＜大学基準協会使用欄＞       |  |
|    | 検討所見              |  |
|    | 改善状況に関する評定        | 5      4      3      2      1  |
| No | 種 別               | 内 容  |
| 3  | 基準                | 基準5 学生の受け入れ  |
|    | 提言（全文）            | 収容定員に対する在籍学生数比率について、医薬保健学域医学類では1.02と高いため、既に教育カリキュラム改革と学生支援強化を行っているが、学域の定員管理を徹底するよう、更なる改善が求められる。  |
|    | 大学評価時の状況          | 医薬保健学域医学類の入学定員充足率は1.00と厳格に管理している。一方で、医学の専門教育は、一定の知識とスキルの習得の上に次のステップに進む積み重ねを特徴とするもの、大学が社会に対して医師の質を保証する責任があることなどから、厳正な成績管理を行う結果、留年者が一定数発生した。これにより、収容定員充足率が1.02と定員を超過していた。  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <p>大学評価後の改善状況</p> | <p>学務部では入学時点での入学定員管理から注視し、必要に応じた指導を行った。問題を抱える学生に早期に対応し、定員超過の要因となる留年を未然に防ぐため、従前から全学的に取り組む学生とアドバイス教員による年 2 回の定期面談を徹底するとともに、学生支援体制の強化を図ったほか、学修者の視点に立ったカリキュラム改善の取組を継続的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学類と医薬保健系事務部学生課へ授業欠席者等の情報を提供した（資料 2-(2)-3-1）。</li> <li>・医薬保健学域においては、令和 4 年度 6 年次の学修成果達成度自己評価について取りまとめ、チューター教員へフィードバックを行った。令和 5 年度 6 年次についても同様に実施した（資料 2-(2)-3-2）。</li> <li>・令和 6 年 1 月から 2 月にかけて、学生へのインタビュー形式による聞き取り（フォーカスグループインタビュー）を実施した（資料 2-(2)-3-3）。</li> <li>・令和 5 年度から、臨床医学基礎及び臨床実習科における医学教育の向上を目的に、附属病院の診療科に教育医長を置き、臨床教育の充実を図った（資料 2-(2)-3-4）。令和 5 年 3 月に学生支援体制を再構築するとともに、医学類学生支援委員会細則を改正し、学生支援を強化した（資料 2-(2)-3-5～資料 2-(2)-3-7）。</li> <li>・令和 7 年度入学者から適用する、医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改定版）を反映させたカリキュラムの検討を開始した。</li> </ul> <p>教育委員会では、上記の取組を検証し、適切な改善を施しながら、各学年の定員管理の徹底に努めている。令和 3～6 年度の 4 年間の収容定員充足率は以下のとおりである（資料 2-(2)-3-8）。</p> <p>（R3～R6 の収容定員充足率）</p> <p>R3 : 1.03</p> <p>R4 : 1.03</p> <p>R5 : 1.02</p> <p>R6 : 1.03</p> <p>≪改善に向けた今後の取り組み≫</p> <p>学修者の視点に立ち、留年を未然に防ぐ考慮をしつつ、カリキュラム改善充実に努める。基礎医学系の講義と実習に関する規程改正に加え、今後は、3 年次 10 月から 4 年次 8 月までの臨床系の講義と定期試験、さらに 8 月の CBT と Pre-CC OSCE までの過密スケジュールを解消するために、臨床系系統講義のカリキュラムの検討を進め、講義と実習の効率化・スリム化に取り組む（資料 2-(2)-</p> |
|-------------------|---|

|             |                   |   |   |   |   |   |
|-------------|-------------------|---|---|---|---|---|
|             |                   | 3-9～資料 2-(2)-3-11)。これらの取組を通して、収容定員充足率の改善に引き続き努める。   |   |   |   |   |
|             | 「大学評価後の改善状況」の根拠資料 | 資料 2-(2)-3-1「令和 5 年度 4 月授業欠席者等の情報」<br>資料 2-(2)-3-2「学習成果達成度自己評価 2023 年度（前期・後期）報告書」<br>資料 2-(2)-3-3「2023（令和 5）年度フォーカス・グループ・インタビュー調査報告書 医学教育 IR 室」<br>資料 2-(2)-3-4「金沢大学医薬保健学域医学類教育医長に関する内規」<br>資料 2-(2)-3-5「学生支援体制の再構築について」<br>資料 2-(2)-3-6「医学類学生支援委員会細則変更（案）」<br>資料 2-(2)-3-7「医学類学生支援委員会細則」<br>資料 2-(2)-3-8「様式 05 大学基礎データ表 2」<br>資料 2-(2)-3-9「2025 年度の医学類カリキュラム改訂」<br>資料 2-(2)-3-10「金沢大学医薬保健学域規程改正」<br>資料 2-(2)-3-11「カリキュラムの検討」 |   |   |   |   |
| ＜大学基準協会使用欄＞ |                   |   |   |   |   |   |
|             | 検討所見              |   |   |   |   |   |
|             | 改善状況に関する評定        | 5   | 4 | 3 | 2 | 1 |

